

ジパング特別会員制度の概要

長野県身体障害者福祉協会 R7.11.6 作成

特別会員（障害者会員）と一般会員の違い

	特別会員（障害者会員）	一般会員（ＪＲ窓口受付）
加 入 年 齢	男性 満 6 0 歳、女性 満 5 5 歳以上	男性 満 6 5 歳、女性 満 6 0 歳以上 夫婦会員は、どちらかが満 6 5 歳以上
年 会 費	1, 4 0 0 円 紛失再発行手数料は 6 3 0 円 年会費を切手で収めることはできません。	3, 8 4 0 円 夫婦 2 人の場合 6, 4 1 0 円
会 員 誌	なし	定期的に発行
夫婦会員制度	なし	あり
介護者の割引	第 1 種障害者の介護者は割引適用	なし
割 引 内 容	・身体障害者手帳では割引とならない ＪＲの特急券・グリーン券・指定券 などが 3 割引となります。 年間 2 0 回まで利用可能です。 ただし新規会員（期限切れ会員含む） は初回 3 回まで 2 割引です。 ・乗車券は、身体障害者手帳で 5 割引 となります。	・ＪＲの乗車券・特急券・グリーン券・ 指定券などが 3 割引となります。 年間 2 0 回まで利用可能です。 ただし新規会員（期限切れ会員含む） は初回 3 回まで 2 割引です。
	・片道・往復・連続で 201 キロ以上ご利用の場合に割引が適用されます。 ・割引にならない期間があります。 (4 月 27 日～5 月 6 日、8 月 10 日～8 月 19 日、12 月 28 日～1 月 6 日の全期 間) ※令和 8 年 3 月に「往復乗車券」及び「連続乗車券」が販売終了となることに伴 い、「ジパング倶楽部」の割引適用条件を「片道・往復・連続 201km 以上ご 利用の場合」から「片道 101km 以上ご利用の場合」に変更となります。	
申 込 手 続	1 年ごとに更新手続 個人⇒県協会⇒日身連⇒ＪＲ⇒個人 ↓ 郡市町村身障協会が会員サービスとして、 受付を行ない県協会に提出している事例 があります。(長野市、NPO 上田市、佐久 市の身障協会など)	1 年ごとに更新手続 個人⇒ＪＲ⇒個人
手 続 経 費	年会費の県協会への納付 (振込手数料等は、個人又は郡市町村協会負担) ・郵便局口座への振込 ・現金持参 ・郵便小為替の郵送 (申込書同封可) ・現金封筒による郵送 (申込書同封可) 申込書の県協会への提出 (郵送切手代等は、個人又は郡市町村協会負担)	詳しくは、ＪＲにお尋ねください。 大人の休日倶楽部ジパング クレジットカードを作成し、より 多い特典があり、年会費の引落し により更新手続が不要となる一般 ジパングもあります。 詳しくは、ＪＲにお尋ねください。
そ の 他	一般会員から特別会員（障害者会員） に移行する場合は、一般切替用申込書 による手続が必要です。	一般会員から年会費の安い特別会員 （障害者会員）に移行することができ ます。

- ・ 20回分の利用券が付いたパスポートサイズのジパング手帳が、J Rから直送されます。
- ・ 県協会で年会費の納付（入金等）が確認できたときが正式な受付となります。
- ・ 県協会の受付（納付確認後）からお手元に手帳が届くまでに約3週間かかります。
- ・ 県協会の受付は、期限切れの2か月前から行なっています。（5月末期限→4月から受付）
- ・ 申込書の受付は郵送を原則としていますが、F A X（026-228-8006）提出の場合は、受信漏れを防ぐためにも、送信後にジパング担当者まで電話連絡（026-228-0317）してください。
- ・ 郡市町村身障協会未加入の方や、郡市町村身障協会が会員サービスとして受付を行っていない場合は、県身障協会への直接申込となります。
- ・ 受付後や中途退会の年会費の返金（一部返金）はありません。